



※電子メール・ファックスでの投票は
できません。

不在者投票
選挙期間中、仕事などで名簿登録地以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会へ不在者投票ができます。
名簿登録地の市区町村に投票用紙などを請求し、滞在地の市区町村の選挙管理委員会へ不在者投票を行うことができます。

不在者投票

令和7年7月執行の参議院議員通常選挙

さあ投票 選挙の主役はあなたです

問合先 選挙管理委員会事務局(3階㊟番窓口) ☎939・1388

郵便による不在者投票の障害程度基準表

種類	障害の記載内容	級別等及び区分	有効期限	代理記載制度の適用(左に加えて)
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級	交付日から7年	上肢又は視覚の障害の程度が1級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級		
	免疫・肝臓	1級～3級		
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症から第2項症		上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症まで
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症から第3項症		
被保険者証	介護保険要介護状態区分	要介護5	交付日から要介護認定の有効期間の末日まで	

郵便による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳及び介護保険の被保険者証をお持ちで、左の基準表に該当する方は、郵便による不在者投票をすることができます(ただし点字投票はできません)。
投票日の4日前の17時まで、投票用紙の請求用紙に「郵便等投票証明書」を添えて請求してください。
郵便等投票証明書の交付を受けていない方は、選挙管理委員会事務局で手帳を提示して交付申請してください。

郵便による不在者投票

投票できる方

年齢満18歳(※)以上の日本国民で、選挙人名簿登録日の3ヶ月前に藤井寺市へ転入の届出をし、引き続き藤井寺市に在住している方
※投票日の翌日に18歳の誕生日を迎える方

「前住所地で投票できる方」

選挙人名簿登録日の3ヶ月前の翌日以後に藤井寺市へ転入の届出をし、前住所地の選挙人名簿に登録されている方

投票所入場整理券

事前に各世帯へ封書で郵送します。ご本人の分を忘れずにご持参ください。

何らかの事情で届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所で係の者に伝えてください。

選挙公報

投票日2日前までに、選挙公報を各世帯へお届けします。届かない場合は、選挙管理委員会事務局へお問合せください。

期日前投票所や、市役所1階情報交流ひろば(ひろ)などでもご覧いただけます。

期日前投票

投票日当日に、仕事などで投票所に行けないと見込まれる方は、期日前投票をすることができます。

「投票場所 市役所地下1階食堂」

期間 投票日の16日前から投票日の前日まで毎日

時間 8時30分から20時まで

「投票場所 市民総合体育館 心技館2階 会議室」

期間 投票日の3日前から投票日の前日まで毎日

時間 9時から19時まで

※土・日曜日でも投票できます。

※投票所入場整理券が届いている方は、裏面の「期日前投票宣誓書」にあらかじめの記入の上、ご本人分をお持ちください。

※投票日当日までに18歳になるものの、期日前投票をする日にまだ17歳である場合は、期日前投票ではなく不在者投票となります。その場合は、選挙管理委員会事務局(3階㊟番窓口)にお越しください。

点字、音声デジター等による「選挙のお知らせ」

視覚に障害のある方を対象に、選挙公報の内容などを点字版、音声デジター版、音声テープ版及び拡大文字版比例のみによる「選挙のお知らせ」を希望者に配付します。

以前、国政選挙や大阪府知事、大阪府議会議員選挙などにご利用の方は新たな申し込みは必要ありません。

申込・問合先
大阪府選挙管理委員会事務局
☎06・6944・9118

選挙期日は6月16日現在未定です。期日が確定次第、市のホームページでお知らせします。

詳しくは、こちらからご確認ください。

